

令和8年4月1日から改定される都市公園使用料について

多賀城市の都市公園を占有する場合の使用料が令和8年4月1日以降の使用分から改定となります。

【都市公園を占有する場合の使用料】(単位:円)

区分	使用料			
	単位	改定前	改定後	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所その他これらに類するもの	第1種電柱	1本につき1年	800	940
	第2種電柱		1,200	1,400
	第3種電柱		1,700	2,000
	第1種電話柱		710	840
	第2種電話柱		1,100	1,300
	第3種電話柱		1,600	1,800
	その他の柱類		71	84
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7	8
	地下に設ける電線その他の線類		4	5
	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400	1,700
	郵便差出箱及び信書便差出箱		600	710
	その他のもの	1平方メートルにつき1年	1,400	1,700
	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		43		50
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		64		76
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		86		100
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130		150
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		170		200
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		300		350
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		430		500
外径が1メートル以上のもの	860	1,000		
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき1日	48	54	
標識	1本につき1年	1100	1300	
工事中用板囲、足場、詰所その他の工事中施設及び土石、竹木、瓦その他の工事中材料	1平方メートルにつき1月	480	540	

問い合わせ先: 多賀城市都市産業部都市整備課
電話: 022-368-4194